申告書②　算定基礎賃金等の報告（賃金関係事項）

（青枠の用紙）

〈手続の流れ〉1. 令和7年4月～令和8年3月までの労働分の賃金
（通勤手当等を含んだ総支給額、賞与を含む）をご記入ください。
2. 会社ゴム印・代表者印を押印の上、青色の返信用封筒にてご返送ください。
3. 申請書①提出以降に所在地等変更があった場合は、赤字で訂正の上ご返送ください。

提出期限

書類提出/令和8年
4月3日（金）まで

データによる提出について
データをメールにて送信の場合は提出期限が
令和8年4月10日（金）となります。
詳しい内容は本誌の「裏表紙」をご確認ください。

一般事業 建設業（工事現場の労災保険のみ加入の場合を除く）
共通

申告書②　メール提出時は必ずご入力ください。

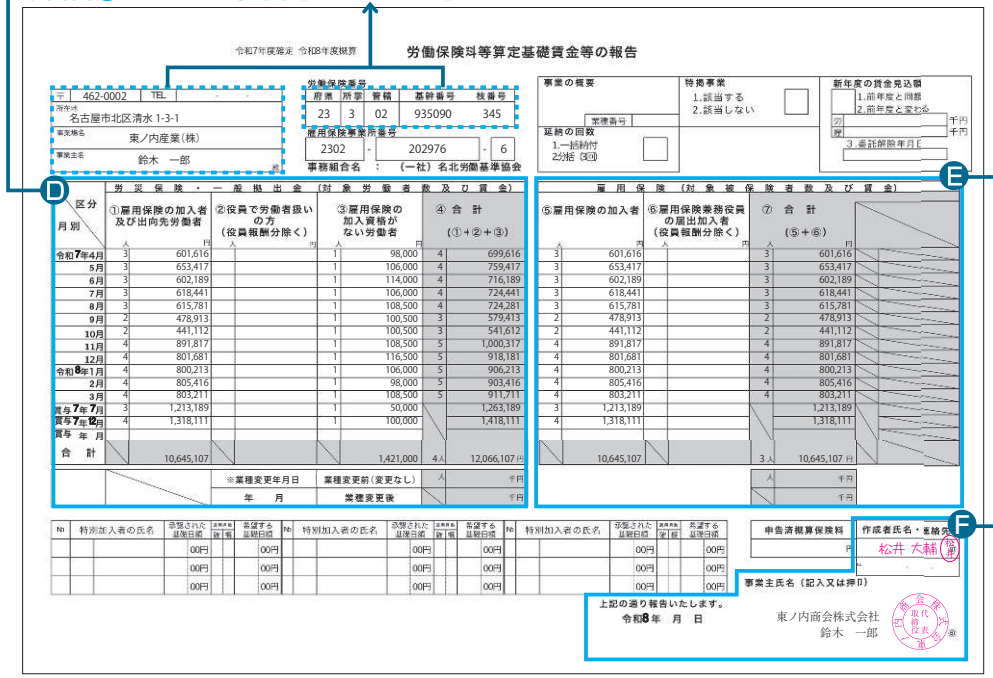

ご注意ください！こんな誤り

①源泉徴収後の賃金を誤記入

総支給額で記入

労働保険の申告対象となるのは、税金、社会保険料を控除する前の、諸手当を含んだ総支給額です。
また、賞与も忘れずにご記入ください。

②通勤手当を含めなかった

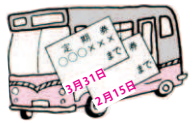

通勤手当も含める

税金等と異なり労働保険は、通勤手当も申告対象です。
定期券の現物支給も購入額を支給対象月数で割り、各月に算入ください。

③アルバイトの賃金を未記入

全労働者の賃金を記入

労災保険は従業員だけでなく、アルバイト、パートタイマーも対象です。
勤務期間・時間の短い方も漏らさず賃金をご記入ください。
※派遣社員は派遣元で計上されるため含めません。

D 労災保険記入欄

各該当者の人員（産休、育休、労災、傷病等休業者含む）、支払賃金をご記入ください。
（建設業の工場・事務所の労災保険については、該当業務従事者分の人員、賃金をご記入ください。）

①欄　雇用保険に加入している労働者全員（②の労働者を除く）
出向労働者は出向先で申告してください。

②欄　雇用保険の兼務役員の届出をしている方
（税法上の役員報酬部分を除いた労働者部分のみ記入。被保険者扱いするには職安への届出が必要です。）

③欄　雇用保険の加入資格がないパートタイマー、アルバイト

④欄　上記の ①②③ の合計額

E 雇用保険記入欄

各該当者の人員（産休、育休、労災、傷病等休業者含む）、支払賃金をご記入ください。

⑤欄　雇用保険に加入している労働者全員
（⑥の被保険者を除く）

⑥欄　雇用保険の兼務役員の届出をしている方
（税法上の役員報酬部分を除いた労働者部分のみ記入。被保険者扱いするには職安への届出が必要です。）

⑦欄　上記の ⑤⑥ の合計額

F その他の記入欄

・**作成者氏名**→報告書作成者の氏名、印鑑

・**事業主氏名**→ゴム印、代表者印（メール提出時は押印不要）

※ご提出後に変更が発生した場合はご連絡ください。

④退職者賃金を含めなかった

退職者の賃金も含める

すでに退職された労働者であっても、令和7年4月以降に賃金の支払いがあれば、労働保険料の算定対象となります。
※退職金は含めません。

⑤事業主等の賃金を誤算入

労働者、雇用保険被保険者の賃金を記入

事業主等の労働保険適用除外者の収入は、賃金に含めないでください。
詳しくは労働保険適用除外者（10ページ）をご覧ください。

⑥現場作業員の賃金を誤算入

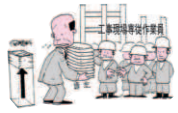

（建設業 工場・事務所の労災保険）
該当業務従事分の賃金のみ記入

建設業の工場、事務所の労災保険は、工事現場作業者の全賃金を含める必要はありません。該当業務従事分の賃金をご記入ください。